6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住推進の必要性

【現状分析】

高崎市の中心市街地では、一貫して人口減少傾向が続いてきたが、近年、マンション建設の活発化に伴い人口が増加傾向に転じ、また、これまで高齢化の一途を歩んできた人口の構成にも、若年層・ファミリー層の流入により変化の兆しが見えてきている。

引き続き本地区内では、複数の民間マンションの建設が進められており、人口増加 傾向は当面続くものと予測される。

【住宅供給のための事業及び居住環境の向上のための事業の必要性】

中心市街地に活力を取り戻すためには、まちの活力の源である居住人口の確保を図ることが不可欠であり、引き続き"街なか居住"の促進を図るものとするが、現在、民間によるマンション建設が活発に行われていることから、これと連携して、文化・医療・福祉等の生活支援機能の充実を図るなど、街なか生活の快適性・利便性を高める施策に重点的に取組む必要がある。

【フォローアップの考え方】

毎年度末に街なか居住の推進状況について検証作業を行い、中心市街地活性化協議会とも協議しながら、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び 必要性	支援措置の 内容及び実 施時期	その他の事項
事業名:医療保健 センター(仮称) 建設事業(高松町 地区)				
※再掲、85 ページ 参照				
事業名:新図書館 建設事業(高松町 地区)				
※再掲、85ページ 参照				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ及び 必要性	支援措置の 内容及び実 施時期	その他の事項
事業名:国立病院 機構高崎病院整 備推進事業 ※再掲、86 ペー ジ参照				

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ及び 必要性	支援措置の 内容及び実 施時期	その他の事項
事業名:(仮称) 高崎地域医療支 援センター設置 事業				
※再掲、87 ペー ジ参照				